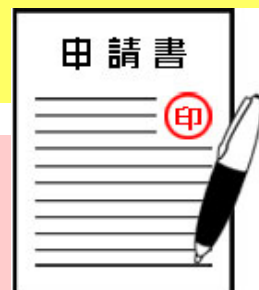




# 保健事業補助金交付に必要な 「領収書」についてのお願い



- 1 「領収書」は**原本**です！（コピー及びレシートは**不可**）
- 2 氏名（宛名）は、**フルネーム**です！
- 3 日にち、但し書き等は**明確**に！



## 1 の【原本】について

- 補助金交付の申請に添付する「領収書」は**全て原本**の提出をお願いしております。
- 発行元が**レシート**の場合は、別途「領収書」の交付を受けてください。



## 2 の【氏名（宛名）】について

- 「領収書」の宛名が**名字**だけでは、どなたの申請か把握できず、**証明**になりません。
- 『各種健診補助』『特定健診対象者健診補助』や『旅行費補助』は、**宛名が薬局名（会社名）**ですと「事業者健診」や「職場の福利厚生での旅行」と判断せざるをえず、**補助の対象**になりませんのでお気をつけください。



## 3 の【日にち・但し書き等】について

### ！ 『各種健診補助』『特定健診対象者補助』『インフルエンザ補助』の場合

- 領収書は必ず日付が、入っているものをお願いいたします。
- 但し書きは、医療機関によっては〈保険外診療〉〈自費負担分〉〈文書料〉等となっております。これでは、証明になりませんので「**人間ドック代**」「**健康診断料**」「**インフルエンザ予防接種代**」等、明確に記載されたものを添付してください。

※医療機関で「領収書」を受け取ったら、よくご確認ください。

### ！ 『旅行費補助』の場合

- 旅行費の場合は、領収書の交付日と宿泊日が異なる場合は、宿泊日が確認できるものを別途添付するか、宿泊先に依頼して、領収書に宿泊日を記載してもらおう等してください。

※宿泊年月日で利用年度を決定しますので、領収書に発行年月日だけでなく宿泊日の記載があるものをお願いします。

★ 補助申請の詳細事項は、『旅行費補助申請書』の2枚目をご参照ください。

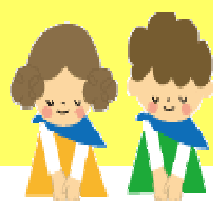


「領収書」の不備は、補助金を支給できません。

差し替えていただき、再度申請になりますが、その分補助金の交付は遅れます。

（当該年度申請→翌年5月20日まで受付、それ以降は受付不可）

申請する際は、よくご確認の上、提出されるようお願いいたします。



埼玉県薬剤師国民健康保険組合

048(827)0081

